

野洲市資料提供

提供年月日	平成30年3月27日
担当部課	健康福祉部障がい者自立支援課
担当者	田中、浅田
連絡先電話番号	077-587-6087（内線2280）

第5期野洲市障がい福祉計画・第1期野洲市障がい児福祉計画（案）**に係るパブリックコメントの結果について**

意見募集期間：平成29年12月26日（火）～平成30年1月25日（木）

意見提出者数：2名

No.	ページ	項目	ご意見	市の考え方
1	該当なし	該当項目なし	やすワークでの職業相談や職業紹介について、障がい者本人についても利用できるように整備してほしいです。現在、障がい者本人への相談や応募はハローワーク草津まで出向かないといけないので、とても不便です。ハローワーク草津は草津駅からも徒歩では遠くて行きにくい為、自動車がない又は運転できない交通弱者の障がい者が利用するには不便なので、市役所内のやすワークで相談・応募ができるようになれば、障がい者の自立支援にも繋がると思っています。	やすワークは生活困窮者を対象者とする市とハローワークの一体的実施機関として市役所の一部を提供し運営しており、障がいのある人の就労相談は専門的に行っているハローワークをご案内しております。 なお、ハローワークに対しては、従前から障がいのある人の就労相談に対応できる職員の派遣等を要望しておりますが、障がいのある人への就労相談には専門的知見が必要であり、その職員の人数には限りがあることなどから、外部への派遣は困難との回答をいただいております。

2	P.43、P.51	<p>第3章 計画の基本理念とサービス等の見込量</p> <p>1 基本理念</p> <p>(2) 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方</p> <p>④福祉施設から一般就労への移行等の推進</p>	<p>P.43 の④に「福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。」という記載及び P.51 の確保策の4つ目の就労継続支援にかかる部分の「雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。」という記載についてですが、就労継続支援のうち B 型については雇用ではないので、「福祉的就労の場を充実していきます。」というような表現の方がいいと思います。</p>	<p>P.43 の④については、ご指摘のとおり就労継続支援のうち B 型は非雇用型であることから、「福祉施設における雇用の場」を「福祉施設における福祉的就労の場」に表現を変更いたします。また、P.51 については、就労継続支援での記載は適切ではないため削除いたします。</p>
3	P.45、P.46	<p>第3章 計画の基本理念とサービス等の見込量</p> <p>2 成果目標</p> <p>(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進</p>	<p>P.45、P.46 等に記載のある就労定着支援事業の目標設定について、まだ制度自体が見えないこともありますが、その事業のあり方によっては、普及しないことも考えられ、就労定着支援のありかたについても、県や各圏域、市で検討していく必要があると思います。</p>	<p>就労定着支援事業は平成30年4月から新たに始まるものですが、現状でも就労移行支援等において定着支援を行っており、今後も一般就労先での定着支援は必要であると考えておりますので、P.51 の確保策に次のとおり追記いたします。</p> <p>「就労定着支援については、新たなサービスのため詳細な体系等が確定しておりませんが、就労移行支援等から一般就労へ移行した方の職場定着率を向上するための支援として必要であることから、当事業に関する情報について国・県からの情報収集を行い、各事業所への情報提供や情報共有を行ってまいります。」</p>